

物品製造等契約制度

2020年6月



首都高速道路株式会社

目次

1. 物品製造等契約方式一覧
2. 各契約方式の分類
3. プロポーザル方式
4. 総合評価方式
5. その他

1. 物品製造等契約方式一覧

当社の物品製造等発注においては、主に以下の契約方式を適用しております。

No.	契約方法	契約方式	落札者の決定方法	企画提案等の有無
1	一般競争	一般競争入札	価格競争	無
2		総合評価方式	総合評価	有
3	指名競争	公募型指名競争入札	価格競争	無
4	企画競争	公募型プロポーザル方式（標準タイプ）	プロポーザル	有
5		公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）		
6	交渉合意	価格交渉方式	価格交渉	無
7	随意契約	特命随意契約	—	無
8	せり	リバースオークション	価格競争	無

注：標準価格が250万円を超える物品製造等を対象

2. 各契約方式の分類

企画力を要する業務



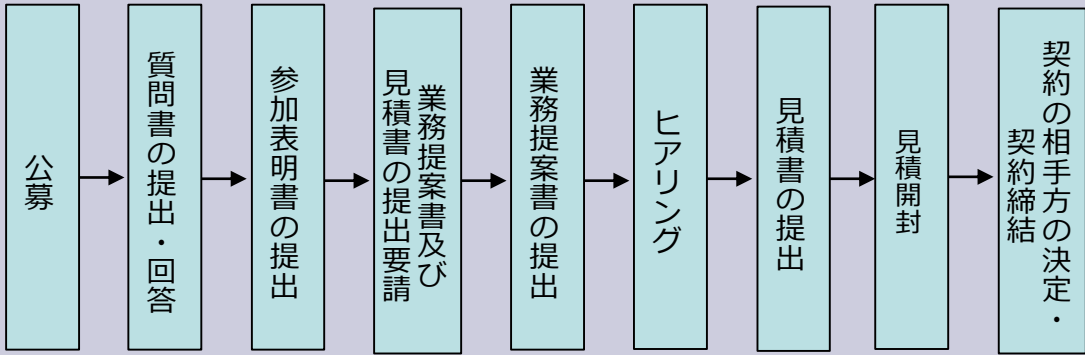
	価格競争	価格競争+技術等資料	企画提案
	価格競争	総合評価(注1)	プロポーザル(注2)
WTO基準額 (80万SDR)	一般競争入札	総合評価方式	公募型プロポーザル方式 (標準タイプ)
WTO基準額 (10万SDR)	公募型指名競争入札 せり		公募型プロポーザル方式 (簡略手続タイプ)
250万円			

注1：総合評価の対象案件は、標準価格が80万SDRを超えるコンピュータ製品等及びコンピュータ・サービス

注2：プロポーザルの対象案件は、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等が求められる広報業務等

3. プロポーザル方式

(1) 公募型プロポーザル方式（標準タイプ）

公募型プロポーザル方式（標準タイプ）	
対象	標準価格がWTO基準額(10万SDR)以上の象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等が求められる広報業務等
概要	業務規模を示して公募し、競争参加資格が確認された参加表明者に業務提案書及び見積書の提出を要請し、評価点が最も高い者を契約の相手方として決定
手続の流れ	 <pre>graph LR; A[公募] --> B[質問書の提出・回答]; B --> C[参加表明書の提出]; C --> D[業務提案書及び見積書の提出要請]; D --> E[業務提案書の提出]; E --> F[ヒアリング]; F --> G[見積書の提出]; G --> H[見積開封]; H --> I[契約の相手方の決定・契約締結];</pre>

標準的日数：77～81日

3. プロポーザル方式

(2) 公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）

公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）	
対象	標準価格が250万円を超えWTO基準額(10万SDR)未満の象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等が求められる広報業務等
概要	業務規模を示して公募し、参加表明者から業務提案書及び見積書の提出を受け、評価点が最も高い者を契約の相手方として決定
手続の流れ	

標準的日数：35～41日

4. 総合評価方式

対象	標準価格が80万SDRを超えるコンピュータ製品等及びコンピュータ・サービス
<p>落札者の決定方法</p>	<p>公募して参加表明者から性能、機能、技術等に関する資料の提出を受け、入札を行い総合評価（加算方式又は除算方式）（※）により落札者を決定</p> <p>（※） 総合評価（加算方式） は、次式により算定 総合評価点 = 技術点 + (1-入札価格/予定価格) × 価格点の配点 適用案件：情報システムの設計、開発、運用、保守等、納品成果物に求める要件を満たすために一定水準の品質管理等が必要であって、納品に必要な役務に高度な技術力を要する案件</p> <p>総合評価（除算方式） は、次式により算定 総合評価値 = 技術点 / 入札価格 適用案件：ハードウェアの買取りや賃貸借等、求める納品成果物の機能・性能等に関する仕様を明確に特定・明示することが可能であって、納品に必要な役務に高度な技術力を要しない案件</p>
<p>手続の流れ</p>	<pre> graph LR A[公募] --> B[質問書の提出・回答] B --> C[競争参加資格確認申請書 及び性能等資料提出] C --> D[競争参加資格の確認] D --> E[入札(総合評価)] E --> F[落札者の決定] F --> G[契約締結] </pre> <p style="text-align: right;">標準的日数：51日</p>

5. その他

(1) 入札公告

個別の発注案件については、こちらをご覧ください。

<https://www.shutoko.co.jp/business/bid/>

なお、弊社発注の物品製造等の入札への参加には有資格業者名簿への登録は不要です。

(2) 電子契約

契約金額が250万円を超える全ての契約案件において、電子契約を実施しています。
詳細はこちらをご覧ください。

https://www.shutoko.co.jp/business/e_contract/